

生活系一般廃棄物受入基準

長与町

時津町

長与・時津環境施設組合

令和6年1月

目次

生活系一般廃棄物受入基準の目的	2
施設概要	2
1. 受入業務の概要	3
2. 生活系一般廃棄物等の搬入・受入手順	3
搬入手順の概要	
3. 受入対象者	4
(1) 排出者本人（長与町・時津町より排出された生活系一般廃棄物）	
(2) 許可業者（一般廃棄物収集運搬業）	
(3) 町の許可を受けた者	5
4. 受入対象廃棄物	6
(1) 受入対象廃棄物	
(2) 受入できない廃棄物等	
「受入ができないものの例」一覧	7
5. 町の許可が必要な事例	8
(1) 廃木材、畳、建具類を搬入する場合	
(2) 排出者本人または同居・2親等以外の親族、第三者による搬入の場合	
(3) その他、搬入の際に町の確認や許可が必要と判断された場合	
6. 生活系一般廃棄物個人持込搬入判別フロー	9

生活系一般廃棄物受入基準の目的

長与町・時津町（以下、「両町」という。）では、廃棄物の減量・資源化に向け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日 法律第137号）（以下、「法」という。）及び各町の廃棄物処理計画等に基づき、廃棄物の適正な処理を行っています。

廃棄物処理施設は、クリーンパーク長与【焼却施設】・時津クリーンセンター【資源リサイクル施設】（以下、「両施設」という。）の2か所があり、それぞれ廃棄物の受入を行っています。

近年では、両町とも廃棄物は減少傾向にあるものの、両施設への廃棄物の搬入受入台数や搬入に関する問合せは増加傾向にあります。

廃棄物の受入にあたっては、搬入台数の増加に伴い、搬入者と排出者の関係に疑問があったり、産業廃棄物か一般廃棄物か判断が難しいケースなどがあり、受入時のトラブルや受入に時間がかかる等の問題が発生しています。

以上のことから、増加する廃棄物受入業務において、多様なケースに対応できるよう、受入基準を体系的にかつ明確に示すことで、町民の皆さんからの問合せや受入現場においてわかりやすく効率的な対応を行い、併せて域外からの廃棄物流入や不正搬入を未然に防止し、各施設で適正な処理を行うため、この基準を策定し、令和6年4月1日より施行するものです。

施設概要

施設名称	クリーンパーク長与 (焼却施設)	時津クリーンセンター (資源リサイクル施設)
搬入時間	月～金曜日：午前8：45～午後4：00 土曜日：午前8：45～正午 ※日曜日は、受入していません。 ※祝日は、曜日通り受入しています。	
所在地	長与町齊藤郷1073番地	時津町日並郷2637番地1
電話	095-865-6477	095-882-3089

1. 受入業務の概要

両町では、両施設において、両町内の家庭等から排出される廃棄物の受入業務を行っています。

これは、法に基づく自区内処理の原則（法第6条の2）により、両町内で発生した一般廃棄物の適正な処理の一環として行っているものです。

個人による搬入は、ごみ集積所に排出できない程の一時的な大量の廃棄物が発生した場合や、粗大ごみを持ち込むことを想定して行っているものであり、持ち込みを行う際には、ごみ集積所への排出時と同様に分別をしていただく必要があります。

さらに、受入の際には廃棄物の適正な処理と資源化を行うため、廃棄物の計量を行うとともに排出者・搬入者の本人確認を徹底します。

また、再使用可能な廃棄物のリユースに努めるとともに、町民をはじめとする搬入者と直接対応する場でもあることから、廃棄物の減量・資源化に関する情報の周知・啓発の場としても積極的に活用していきます。

2. 生活系一般廃棄物等の搬入・受入手順

搬入手順の概要

事前予約は必要ありません。

ごみ集積所に排出するときと同様に、廃棄物の排出場所の町の分別方法に従い、搬入していただきます。

搬入・受入手順の概要については以下のとおりです。

① 事前に一般廃棄物処理申請書に必要事項を記入する。

申請書は両町ホームページ、長与・時津環境施設組合ホームページよりダウンロードできます。また、両町の住民環境課もしくは両施設（事務所開所時間内：平日 8：45～17：30）にて配布しています。

② 「5.町の許可が必要な事例」（8 ページ参照）に該当する場合は、各町の住民環境課に連絡し許可を受ける。

③ いずれかの施設へ搬入する。

施設の案内に従い、場内の計量棟にて一般廃棄物処理申請書を提出し、受付をします。

その際、本人確認及び搬入物の聞き取り等を行います。

排出者（排出者と搬入者が異なる場合には両方）の本人確認ができない場合、受入できません。

受入可能と判断した場合は、計量後、荷下ろし場所の案内をしますので、職員の指示に従って進みます。

- ④ 荷下ろし場所では、職員の指示に従い、搬入者ご自身で廃棄物を下ろします。
搬入された廃棄物が、分別されていない場合は、一度お持ち帰りいただき、分別した上で再搬入していただきます。
また、処理困難物等に該当する場合は、受入できませんのでお持ち帰りいただきます。
そのほか、各町の確認や許可が必要となった際は、町より聞き取りや調査等があり、受入可能と判断できるまでは受入できません。
- ⑤ 荷下ろしが済んだら職員の指示に従い、計量棟へ戻ります。
再度計量し、元の重さから廃棄物を下ろした後の重さを引いた重量に対して料金が発生します。
料金は、100kg毎に660円（税込）です。

3. 受入対象者

両施設へ廃棄物を搬入出来る方は下記のとおりです。

なお、排出者本人及び搬入者の本人確認ができない場合や、廃棄物の分別がなされていない場合、その他受入基準に適合しない場合等には受入することはできません。

(1) 排出者本人（長与町・時津町より排出された生活系一般廃棄物）

施設へ廃棄物の持込ができるのは原則として排出者本人（同居親族も含む）です。

ただし、やむを得ない事情により、排出者本人が搬入出来ない場合は、同居親族又は2親等内の親族については、排出者本人が搬入したものとみなします。

【本人確認書類】

- ① 排出者本人が自ら車両を運転して搬入する場合

排出者の運転免許証

- ② 排出者以外の者が運転する車両に、同乗して搬入する場合

搬入者（運転者）の運転免許証 及び

排出者の運転免許証、マイナンバーカード、住民票 等

- ③ やむを得ない事情により、排出者本人が来場せず、同居親族又は2親等内の親族が搬入する場合

搬入者（運転者）の運転免許証 及び排出者の氏名・住所が確認できるもの（公共料金の明細書等）

- ④ 車両以外で搬入する場合

排出者の運転免許証、マイナンバーカード、住民票 等

※本人確認書類の住所を書き換えていない場合は、現住所のわかる公共料金の明細書や住民票等が必要となります。

(2) 許可業者（一般廃棄物収集運搬業）

両町にて発生した廃棄物は、それぞれの町の一般廃棄物収集運搬業の許可を有する者のみ、両施設へ搬入することができます。(可燃ごみ：クリーンパーク長与／粗大・不燃ごみ・資源ごみ：時津クリーンセンター)

※許可業者が搬入する場合でも、排出者確認のため、排出者の情報を申請書へ記入していただきます。

(3) 町の許可を受けた者

「5.町の許可が必要な事例」（8ページ参照）に該当する場合は、町の許可を受けた上で搬入が可能となります。町の許可が必要な事例に該当する場合は、事前にお住いの町またはごみの排出された町へご相談ください。

【長与町 住民環境課】

095-801-5824（直通） 095-883-1111（代表）

【時津町 住民環境課】

095-865-6097（直通） 095-882-2211（代表）

4. 受入対象廃棄物

(1) 受入対象廃棄物

両施設で受入できる廃棄物は、以下のすべてに該当する廃棄物です。

- ・長与町・時津町にて発生した廃棄物（自区内処理の原則：法第6条の2）
- ・分別された廃棄物
- ・次のいずれかの廃棄物に該当するもの
 - ・家庭生活から発生した廃棄物（生活系一般廃棄物）
 - ・事業活動に伴って発生した事業系一般廃棄物のうち可燃ごみ
 - ・枝木等

枝木は下記の基準内に切断してください。適正な処理をする際に必要な基準となります。

【長さ1.5m×太さ15cm以内】

(2) 受入できない廃棄物等（次ページに例を記載しています）

以下の廃棄物等は受入できません。

- ・長与町・時津町以外で発生した廃棄物
- ・分別されていない廃棄物
- ・テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機等（家電リサイクル法※¹による指定品目）
- ・パソコン（資源有効利用促進法※²による指定品目）
- ・処理困難物（消火器・農薬・医療廃棄物・バイク・タイヤ・バッテリー・ブロック・瓦・オイルヒーター・土・土砂・油や塗料の入った缶や機器等）
- ・産業廃棄物に該当する建築廃材（太陽熱温水器、浴槽、洗面台、便器、門扉、サッシ、家屋等を解体した材木、コンクリートがら等）
- ・材木類の基準を満たさない廃棄物

※¹ 特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日 法律第97号）

※² 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日 法律第48号）

※ 廃棄物の種類によって、販売業者、専門業者、産業廃棄物許可業者等へお問い合わせください。

〈受入ができないものの例〉

種類	代表例（説明等）
産業廃棄物	
特別管理一般廃棄物	
特定家庭用機器 （家電リサイクル法）	テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機
医療廃棄物	医療関係機関における医療行為等に伴って発生する廃棄物
爆発物	プロパンガスボンベ、ガソリン類、シンナー類等
不燃物質	コンクリート、ブロック、瓦、外壁、レンガ、石膏ボード、 グラスウール、灰、土砂等
車輛類	自動車、自動車の部品、バイク、エンジン、エンジンのついた乗り物 機械類
タイヤ（ゴム類）	自動車・オートバイのタイヤ
高压容器	プロパンガスボンベ、圧縮物の容器
有害・危険物・薬品類	廃油、揮発油、劇物、劇薬、農薬、毒物、及びその容器、塗料、 火薬、バッテリー類
金属類	ドラム缶、ボイラー、大型ゲーム機、工業用ミシン、工業用ストーブ モーター、ポンプ、貯留タンク、鋼板、鉄骨 鉄管、ステンレス材、銅材、焼却炉、番線、ワイヤー 鋼製事務机・ロッカー等
材木類	丸太・柱類（幅 20 cm、直径 15 cm、長さ 1.5mを超えるもの） 木板類（幅 50 cm、厚さ 2 cm、長さ 1.5mを超えるもの） 生剪定枝（直径 15 cm、長さ 1.5 mを超えるもの）
農業用プラスチック	プラ製の肥料袋や苗箱、マルチなど（産業廃棄物である場合）
F R P 類等	F R P 船、し尿浄化槽、ヘルメット（FRP 製）等
消火器	
有害ガス発生ごみ	多量のビニール・発泡スチロール等
その他	施設において適正な処理ができないと判断したもの 単体で重量が 100 k g を超えるもの（コピー機、金庫、ピアノなど）

5. 町の許可が必要な事例

(1) 廃木材、畳、建具類を搬入する場合（畳店が畳を搬入する場合を除く）

建設工事・解体工事・リフォーム等に伴い排出されたゴミは、産業廃棄物となります。

そのため、一般家庭で DIY により排出した木材、材料、畳等を搬入する場合は、**町が調査（確認）**を行い不正な搬入が起これないようにしています。

搬入予定の方は、事前に排出場所の町へ連絡し、指示を受けるようお願いいたします。

(2) 2 親等以外の親族、第三者による搬入の場合（排出者不在）

廃棄物の持込は、原則として排出者本人（同居親族も含む）または許可業者に限ります。

やむを得ない事情により排出者本人が来場せず、2 親等以内の親族でない方が搬入する場合は、ごみの排出場所の町へご相談ください。

(3) その他、搬入の際に町の確認や許可が必要と判断された場合

上記のほか、町の許可を得ることが妥当と判断した場合

〈例〉 自治会活動やボランティア活動等により排出されたゴミを搬入する場合など

【長与町 住民環境課】

095-801-5824（直通） 095-883-1111（代表）

【時津町 住民環境課】

095-865-6097（直通） 095-882-2211（代表）

6. 生活系一般廃棄物個人持込搬入判別フロー

